

企業・団体の皆様へ

シルバー会員の  
豊かな知識や経験を、  
新たなパワーとして  
お役立てください。

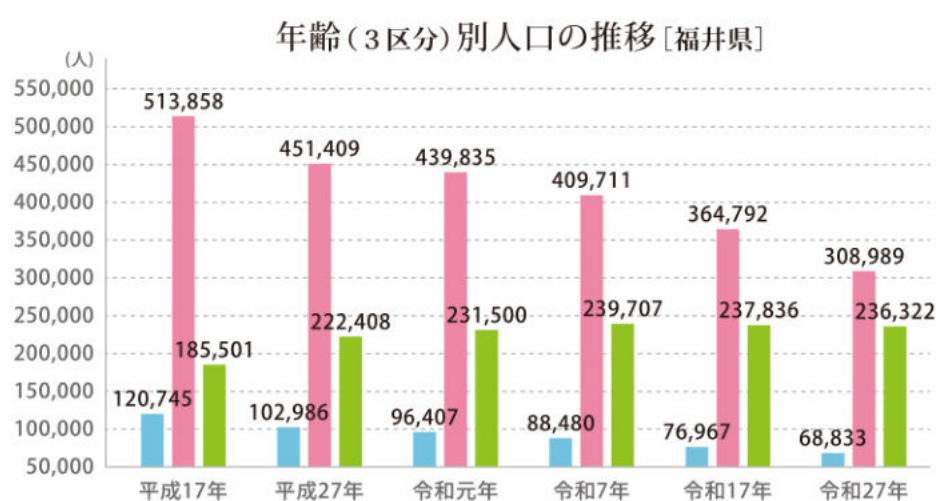
シルバー派遣事業のご案内

# 期待される シルバー世代の労働力

少子高齢化の進展や人口減少に伴い労働力の確保が大きな課題となっています。

公益社団法人福井県シルバー人材センター連合（以下「シルバー連合」という）では、働く意欲のある高齢者が地域社会の中で、年齢にかかわりなくその能力や経験を活かし生涯現役で活躍し続けられるよう就業機会の提供を行っています。

また、平均寿命や健康寿命が上昇しており、健康でいられる期間も長くなっている高齢者は、これまで培ってきた技能や知識が豊富なうえ、就業意欲も高いことから、大きな期待が寄せられているところです。



※資料：「平成17年」「平成27年」は国勢調査、「令和元年」は福井県の年齢別人口推計、「令和7年」「令和17年」「令和27年」は国立社会保障・人口問題研究所(2018推計)

## 地域社会と共に歩む シルバー人材センター

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、市町ごとに設置されており、営利を目的としない公益社団法人です。

シルバー人材センターは、「自主・自立、共働・共助」の四つの理念に基づき運営を行っています。

シルバー人材センターは、企業や家庭、公共団体等から高齢者の方にふさわしい仕事を引き受け、自らの技能や経験を活かしながら、自分なりの働き方で社会参加を希望されている60歳以上の高齢者（会員）に就業（仕事）機会を提供しています。

地域で働くことを通じて、活力ある地域・社会づくりに貢献するとともに、健康で生きがいのある生活ができるることを目指しています。



# 労働力の確保は、経験豊かなシルバー会員に！

シルバー連合では、高年齢者の多様な就業機会を確保するため、県内のシルバー人材センター会員を民間企業等に派遣する労働者派遣事業を実施しています。

県内のシルバー登録会員は60歳以上の高齢者ですが、責任感も強く、まじめで丁寧との好評を得ています。

シルバー連合は、平成17年3月にシルバー派遣事業の開始の届出（届出受理番号 シ18-001）を行い確実に実績を上げています。

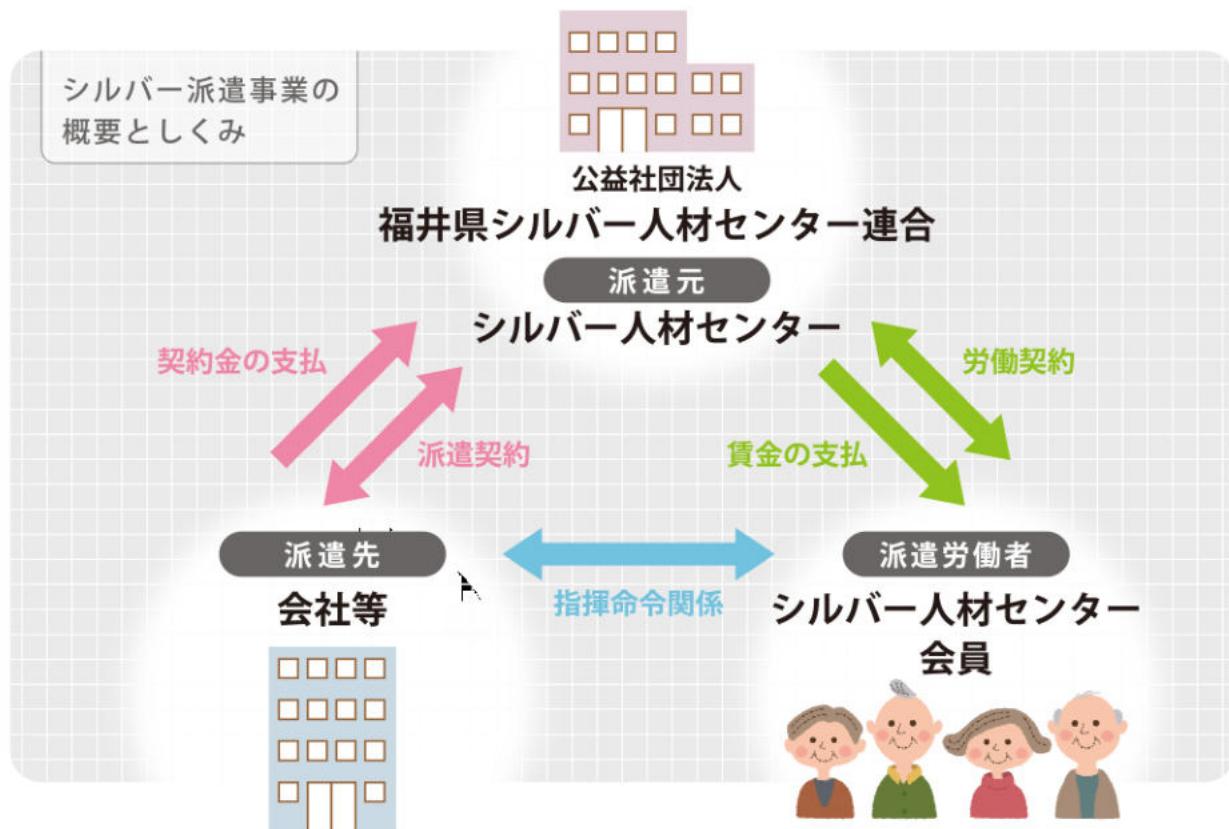


## シルバー派遣事業の実施体制

シルバー派遣事業の実施主体（派遣元）は、シルバー連合となります。

シルバー連合では、県下シルバー人材センターを活動拠点とし、活動拠点内に派遣事業実施事業所を置き、シルバー派遣事業を実施しています。

また、シルバー派遣事業は、シルバー連合の構成員である県下シルバー人材センターの会員のみを対象としています。シルバー事業の一環として、高年齢者の働き方の選択肢を増やすことを目的に実施しています。



# 派遣できる業務（仕事）



## 臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務に係る就業

- 臨時的かつ短期的な就業とは、概ね月10日程度以内の就業をいいます。
- 軽易な業務に係る就業とは、1週間当たりの就業時間が20時間未満の就業をいいます。

## 県知事の指定を受けて週40時間までの就業可能な業種・職種

- シルバー人材センターの扱う業務要件が、平成28年4月1日から、派遣・有料職業紹介に限り、週40時間までの就業を可能とする要件に緩和されました。  
この要件緩和は、都道府県知事が高年齢退職者の就業機会の確保に寄与することが見込まれ、厚生労働省が定める基準に適合すると認められる場合に、対象となる市町村ごとに業種・職種を指定することにより、週40時間までの就業が可能となります。
- 福井県においては、平成29年12月22日より、下記表の業種・職種が福井県内全域で指定され週40時間までの就業が可能となっています。

### [福井県内で指定されている業種・職種]

指定された業種 (日本標準産業分類の中分類)	指定された職種 (厚生労働省職業分類の中分類)	指定された地域
52- 飲食料品卸売業 56- 各種商品小売業 87- 協同組合（他に分類されないもの）	D-32 商品販売の職業 H-54 製品製造・加工処理の職業 K-76 清掃の職業 K-78 その他の運搬・清掃 ・包装等の職業	福井県内全市町
85- 社会保険・社会福祉・介護事業 87- 協同組合（他に分類されないもの）	I-66 自動車運転の職業	福井県内全市町
11- 繊維工業 13- 家具・装備品製造業 14- パレプ・紙・紙加工品製造業 29- 電気機械器具製造業 32- その他の製造業 53- 建築材料・鉱物 ・金属材料等卸売業	C-27 生産関連事務の職業 H-54 製品製造・加工処理の職業 H-57 機械組立の職業 K-75 運搬の職業 K-78 その他の運搬・清掃 ・包装等の職業	福井県内全市町

## 派遣できない業務（仕事）



- 高年齢者にとって危険・有害な業務（仕事）
- 労働者派遣法で定められている港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関係業務

## シルバー派遣の特徴（メリット）

- 派遣するシルバー会員の豊富な技能や経験が期待できます。
- 労働力が不足する時間・期間の人材確保が可能となります。（1日でも可）
- 「請負・委任」と異なり、事業所の従業員と同様、事業所の指揮命令の下で就業することになります。
- 人件費に係る経費を削減できます。
- 労働者の派遣期間は通常3年間ですが、60歳以上の高齢者の派遣については、派遣期間に制限がありません。
- 公益社団法人からの派遣なので安心できます。



## シルバー派遣の利用する流れ

### 依頼・相談先

お客様（派遣先事業所）が派遣労働者を受け入れようと計画している事業所の住所地域にあるシルバー人材センター（実施事業所）

### 受付・見積書

お客様（派遣先事業所）から派遣依頼を受け、内容を確認したうえで見積書を作成します。

### 派遣契約締結

見積書の内容にご承諾いただければ、派遣基本契約（基本的な取り決め）及び個別契約（具体的な内容）を締結します。

### 派遣の実施

登録会員から適任者を選び、派遣業務に従事する派遣会員を書面（派遣通知書）で連絡し、派遣先事業所の作業計画に基づき派遣労働が開始されます。

# シルバー派遣料金

派遣料金は、派遣労働者の賃金+事務手数料+消費税となっています。

事務手数料は、派遣労働者の労災保険・有給休暇・賠償保険・教育訓練等の法定福利費や事務管理費として請求させて頂いています。

派遣会員の賃金 + 事務手数料 + 消費税 = 派遣料金

## 週就業時間

20時間未満

20時間～30時間未満

## 事務手数料

20%

21%



## 「シルバー派遣」と「請負・委任」の違い

項目	シルバー派遣事業	請負・委任による就業
仕事の期間・内容	臨時的・短期的な就業(概ね月10日程度以内)又はその他軽易な業務(概ね週20時間未満)(注1)	臨時的・短期的な就業(概ね月10日程度以内)又はその他軽易な業務(概ね週20時間未満)
雇用関係の有無	福井県シルバー人材センター連合と雇用関係あり	無し
発注者の指揮命令	受ける・できる	受けない・出来ない
発注者との混在作業	混在した作業可	混在した作業不可
事故の際に適用される保険	労災保険	シルバー保険
発注者との契約当事者	福井県シルバー人材センター連合	各シルバー人材センター
雇用保険・社会保険の適用	無し(注2)	無し
会員に対する報酬	賃金(給与所得) 源泉徴収の対象となる	配分金(雑所得) 源泉徴収に対象とならない

(注1) 厚生労働省が定める基準に適合する場合、福井県知事が対象となる市町村ごとに業種・職種を指定することにより、週40時間までの就業が可能となります。

(注2) 派遣労働者には、労働者災害補償保険が適用されますが、原則、雇用保険及び社会保険(健康保険及び厚生年金保険)は就業日数又は就業時間が短いため適用されません。

ただし、福井県知事の指定を受けて要件緩和された業種・職種で就業される場合は、平成28年4月1日施行の雇用保険法等の改正により、31日以上の雇用契約かつ週20時間以上の場合は、雇用保険が適用されます。また、労働時間・労働日数とともに一般社員の4分の3以上の就業をする場合は、雇用保険・社会保険が適用されます。

# 派遣労働者と派遣先社員の均衡待遇

派遣先事業主は、派遣労働者と派遣先事業主が雇用している同種の業務に従事する労働者の待遇の均等を図ることが必要となりました。

- 派遣契約を締結する際、派遣先事業主は派遣元事業主に対し、派遣先事業所の同種の業務に従事する労働者に関する労働条件等の情報を提供することが義務化されました。
- 派遣先事業主が雇用している労働者に業務に密接に関連した教育訓練を実施する場合、派遣労働者にも受講が出来るよう配慮することが義務化されました。
- 派遣先事業主が雇用している労働者が利用する福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室等）について、派遣労働者にも利用機会の提供について配慮することが義務化されました。

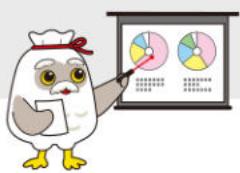
## こんな仕事に派遣しています



### [ 主な仕事内容 ]

#### 専門・技術分野

- 教育指導
- 翻訳・通訳
- 特殊技術  
(情報技術等)



#### 事務分野

- 一般事務
- 経理事務
- 調査・集計事務
- データ入力



#### 販売等分野

- 営業
- 販売
- 店員
- 検針
- 集金



#### サービス分野

- 福祉・家事支援
- 育児・子育て支援
- 観光案内
- 建物管理
- 遺跡発掘



#### 農業分野

- 農作業
- 花苗育成



#### 生産工程分野

- 紡績・織物
- 機械加工
- 食品・調理
- 組立・加工・検査



#### 輸送・機械運転分野

- 介護・福祉・配達・配送等の自動車運転



#### 清掃・包装等分野

- 屋内外清掃
- 屋内外軽作業
- 包装・梱包
- データ入力



# シルバー会員の豊かな知識や経験を 新たなパワーとして、 活用してみませんか

シルバー派遣の申込み・お問い合わせは、あなたのまちの  
シルバー人材センター又は福井県シルバー人材センター連合へ

センター名	所在地	電話番号
福井市シルバー人材センター	福井市田原1-13-6 福井フェニックス・プラザ2F	0776-27-0701
越前市シルバー人材センター	越前市瓜生町38-8 越前市労働福祉センター2F	0778-24-5530
敦賀市シルバー人材センター	敦賀市金山78-9	0770-24-1250
鯖江市シルバー人材センター	鯖江市上鯖江1-4-1 ふれあいみんなの館・さばえ内	0778-51-8765
若狭シルバー人材センター	小浜市遠敷84-3-4 小浜市総合福祉センター内	0770-56-5115
大野市シルバー人材センター	大野市天神町7-15 大野有終会館別館内	0779-66-0069
勝山市シルバー人材センター	勝山市本町1-9-40	0779-88-1881
あわら市シルバー人材センター	あわら市国影13-13 あわら市複合福祉施設2F	0776-97-6088
坂井市シルバー人材センター	坂井市春江町随応寺20-24-1 春江中小企業センター内	0776-50-1350
越前町シルバー人材センター	丹生郡越前町内郡14-36 丹南農林総合事務所丹生分庁舎内	0778-34-1183
南越前町シルバー人材センター	南条郡南越前町脇本25-19 南条ふれあい会館内	0778-47-3210
永平寺町シルバー人材センター	吉田郡永平寺町松岡室27-1	0776-61-6100
美浜町シルバー人材センター	三方郡美浜町久々子59-1-5 美浜町体育センター内	0770-32-5144
若狭町シルバー人材センター	三方上中郡若狭町中央1-1 若狭町シルバー交流プラザ内	0770-45-9125
高浜町シルバー人材センター	大飯郡高浜町宮崎67-4-1 瑞祥苑内	0770-72-7030

公益社団法人 福井県シルバー人材センター連合

〒910-0005 福井市大手3-7-1 (織協ビル5階)

TEL 0776-29-1195 FAX 0776-29-1197  
e-mail fukui@sjc.ne.jp URL http://www.sjc.ne.jp/fukui/

